

地方自治法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正に関する事項

一 直接請求に関する事項

- 1 請求代表者証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出て、当該証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならないものとする。 (地方自治法施行令第九十一条第三項関係)

- 2 市町村の選挙管理委員会は、請求代表者証明書の交付を受けた請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならないものとする。 (地方自治法施行令第九十一条第四項関係)

- 3 請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長は、請求代表者が地方自治法第七十四条第六項

各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとする
こと。（地方自治法施行令第九十一条第五項関係）

4 地方自治法第七十四条第六項各号に、請求代表者となり又は請求代表者であることができない者を
規定したことに伴い、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定の準用に係る規定の整備を
行うこと。（地方自治法施行令第八十条の表、第九十条の表、第一百五十二条の表、第一百八十二条の表、第二
百一十三条の六の表、第二百一十三条の七、第二百一十四条の五の表及び第二百一十五条の五の表関係）

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、議会の事務局等を置くことができるものと
したことに伴い、普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関の共同設置に関する規定の準用
に係る規定の整備を行うこと。（地方自治法施行令第七十四条の二十四関係）

三 全部事務組合等の廃止に関する事項

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団に関する規定を削除すること。（地方自治法施行令

旧第九十条第三項及び旧第三編第五章関係)

四 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

1 廃置分合により消滅した地方公共団体の決算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとする。 (地方自治法施行令第五条第四項関係)

2 条例を制定し又は改廃した場合の、総務大臣又は都道府県知事への報告に関する規定を削除すること。 (地方自治法施行令旧第七十四条の二十五の二関係)

3 財産区の財産又は公の施設を処分又は廃止する場合の、都道府県知事への同意を要する協議に関する規定を削除すること。 (地方自治法施行令旧第二百十九条関係)

五 歳出の会計年度所属区分に関する事項

労働保険料に係る歳出の会計年度所属区分は、その支出負担行為をした日の属する年度とすること。
(地方自治法施行令旧第四十三条第一項第三号関係)

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に関する事項

一 請求代表者証明書の交付を受けた合併協議会設置請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した市町村の長に届け出て、当該証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならないものとする。 (市町村の合併の特例に関する法律施行令第一条第三項第三項関係)

二 市町村の選挙管理委員会は、請求代表者証明書の交付を受けた請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を請求代表者証明書を交付した市町村の長に通知しなければならないものとする。 (市町村の合併の特例に関する法律施行令第一条第四項関係)

三 請求代表者証明書を交付した市町村の長は、請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。 (市町村の合併の特例に関する法律施行令第一条第五項関係)

四 地方自治法第七十四条第六項各号に、請求代表者となり又は請求代表者であることができない者を規

定したことに伴い、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定の準用に係る規定の整備を行うこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行令第十九条及び第二十条関係）

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他関係政令の整備に関する事項

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 所要の経過措置を規定するものとする。